

秋田県告示第315号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定に基づき、令和6年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

令和7年6月13日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
736件（うち、内容の変更を伴う協議件数 107件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
736件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
736件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬 入 量 （ ト ン ）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合 計
燃え殻	39	1,274	-	1,312
汚泥	6,034	6,458	633	13,125
廃油	-	22,223	13	22,236
廃酸	-	5,659	-	5,659
廃アルカリ	-	11,186	-	11,186
廃プラスチック類	-	8,970	-	8,970
金属くず	-	122	-	122
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	-	1,189	2,640	3,829
鉱さい	-	380	-	380
ばいじん	17	687	-	704
繊維くず	-	21	-	21
木くず	-	230	264	493
動植物性残さ	-	325	165	491
廃PCB等	-	8,433	-	8,433
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）、その他	5,899	82,467	-	88,366
合 計	11,989	149,625	3,715	165,329

（注1）搬入量は、小数点以下を四捨五入して示しているため、合計が一致しない場合がある。

（注2）「-」は、搬入量が無いことを示す。

- 5 環境保全協力金の納入額
35,975,300円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。